

1. 調査目的

モニタリング調査は、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「POPs条約」という。）の対象物質及びその候補となる可能性のある物質並びに「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）（以下「化審法」という。）の特定化学物質及び監視化学物質等のうち、環境残留性が高く環境残留実態の推移の把握が必要な物質を経年的に調査することを目的としている。

※ POPs (Persistent Organic Pollutants: 残留性有機汚染物質)

2. 調査対象物質

平成20年度のモニタリング調査は、従前の POPs 条約対象物質10物質（群）（ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランを除く。）に平成21年5月に開催された同条約の第4回条約締約国会議（以下「COP4」という。）において新規に POPs 条約対象物質として採択された物質のうち HCH 類※、クロルデコン及びポリブロモジフェニルエーテル類（臭素数が4から10までのもの）※※を加えた13物質（群）（以下「POPs」という。）のほか、2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン（別名：アトラジン）、ジオクチルスズ化合物、*N,N'*-ジフェニル-*p*-フェニレンジアミン類、2,6-ジ-*tert*-ブチル-4-メチルフェノール（別名：BHT）、ジベンゾチオフェン、2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール（別名：ケルセン又はジコホル）、2,4,6-トリ-*tert*-ブチルフェノール、フタル酸ジ-*n*-ブチル、ポリ塩化ナフタレン類及びりん酸トリ-*n*-ブチルの10物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

※ POPs 条約では、HCH 類のうち、 α -HCH、 β -HCH 及び γ -HCH（別名：リンデン）が COP4で POPs 条約対象物質とすることとされたが、本調査では δ -HCH も含めて HCH 類として調査を行った。

※※ POPs 条約では、ポリブロモジフェニルエーテル類のうち、テトラブロモジフェニルエーテル類、ペンタブロモジフェニルエーテル類、ヘキサブロモジフェニルエーテル類及びヘプタブロモジフェニルエーテル類が COP4で POPs 条約対象物質とすることとされたが、本調査ではそれらを含む臭素数が4から10のものについてポリブロモジフェニルエーテル類として調査を行った。